

# 有田川

2013

vol.88

# 4



### 今月号の目次

- まちのわだい…………… 2~5
- やすらぎ福祉課からのお知らせ 6・7
- 第19回全国棚田(千枚田)サミット 8
- 環境衛生課からのお知らせ…………… 9
- 有田川町平成 25 年度予算 10・11
- 景観まちづくり…………… 12・13
- 健康みちしるべ…………… 14
- 健康応援スケジュール…………… 15
- こども教育 News …………… 16
- 図書館だより…………… 17
- 消防だより…………… 18
- 人権だより…………… 19
- 有田川町地域包括支援センター 20
- お知らせ…………… 21~25
- シリーズわが町文化財…………… 26



## 第8回 有田川駅伝大会

『第8回有田川駅伝大会』が3月3日(日)、開催されました。

各チームともタスキに熱い想いを込め、コースを駆け抜けました。



## 第8回 有田川駅伝大会の成績【団体】

部門	順位	1位	2位	3位
成人A		会津スポーツクラブ A 1時間54分27秒	オレンジヤーズ 1時間59分47秒	あら〜く隊 1時間59分52秒
成人B		走遊会 27分32秒	NSSU 28分49秒	チーム・じょれB 28分54秒
小学生男子		Fujinami Best 30分34秒	小島ファイターズ 31分27秒	石垣 A 33分56秒
小学生女子		New ラッキーチーム 3 35分44秒	YOSHIHARA 38分58秒	カーナ翼 47分09秒
中学生男子		暇人の集い! 28分42秒	吉備中剣道部 28分59秒	ヒデえもん 29分27秒
中学生女子		吉備中テニス部 32分36秒	吉備中バスケットボール部 34分46秒	吉備中陸上部 A 38分02秒

大会の結果は左の表のとおりです。また、ホームページにはすべての順位を掲載していますので、ぜひご覧ください。



### もう1つの駅伝 2月17日(日)



有田川町 出場選手【敬称略】

#### 有田川町チーム (No.16)

1区 西井 達也	6区 奥森 愛梨
2区 森 彩香	7区 岩垣 圭佑
3区 岩本 悠里	8区 峠原 菜緒
4区 前 知里	9区 杉本 鳳也
5区 岡野 耕大	10区 丸山 豊

#### 有田川町オープンチーム (No.42)

1区 垣内 直也	6区 峠原 理佳
2区 岩倉 美緒	7区 網谷 康希
3区 林 佳奈	8区 谷口 朱布佳
4区 前上 友希	9区 山本 輝昂
5区 中上 瑞月	10区 野田 晃史郎

## 第12回 和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会



# 行政相談委員の交代

行政相談委員の嶋田 隆嗣さんが退任されました。長い間ありがとうございました。新しく、中井 秀人さん（吉原）が就任されました。よろしくお願いたします。

次回の行政相談は4月25日（木）13時からきび保健福祉センターで開設いたします。

# 100歳おめでとうございます



唐妻 満夫 さん（黒松）  
大正2年2月16日生

## ソフトバレーボール大会

第7回有田川町ソフトバレーボール大会が、3月10日（日）金屋体育館において行われました。結果は以下のとおりです。

- |          |       |
|----------|-------|
| ●混成の部    | ●女子の部 |
| 1位 獅璃愛州  | 1位 湯浅 |
| 2位 Beive | 2位 金屋 |
| 3位 ヤマオカ  | 3位 北斗 |

### 第8回有田川町スポーツ賞

「第8回有田川町スポーツ賞」表彰式が3月9日（土）、きびドームにおいて執り行われました。これは、平成24年中にスポーツ活動において、優秀な成績を収めた選手・団体の榮譽を讃えるものです。今回は、26人・3団体が受賞されました。「敬称略」

#### 個人

##### スポーツ賞

- |                                 |                          |                          |                          |                          |                           |                    |                                  |                    |                   |                   |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------|----------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 椿原 時矢 男子ソフトボール<br>(和歌山工業高等専門学校) | 上垣内裕士 男子ソフトボール<br>(箕島高校) | 的場 栄次 男子ソフトボール<br>(箕島高校) | 池上 雅哉 男子ソフトボール<br>(箕島高校) | 笠松 洋人 男子ソフトボール<br>(箕島高校) | 垣内 拓也 弓道<br>(和歌山工業高等専門学校) | 梓谷 拓哉 柔道<br>(箕島高校) | 中井理紗子 ソフトテニス<br>(和歌山信愛女子短期付属中学校) | 上田 明音 空手<br>(耐久高校) | 大橋 唯 空手<br>(耐久高校) | 星田 明 空手<br>(耐久高校) |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------|----------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|

- |                   |                    |                    |                        |                       |                       |                       |                       |                      |                       |                           |                          |                           |                     |                       |
|-------------------|--------------------|--------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------|-----------------------|
| 福島 舞 空手<br>(耐久高校) | 櫻井 晶帆 空手<br>(耐久高校) | 平畑恵理香 空手<br>(耐久高校) | 山下 玄 バドミントン<br>(石垣中学校) | 古川 怜央 硬式野球<br>(吉備中学校) | 西岡 優衣 硬式野球<br>(吉備中学校) | 殿井 陸斗 硬式野球<br>(吉備中学校) | 高岡 直透 硬式野球<br>(吉備中学校) | 小堀 翔 硬式野球<br>(吉備中学校) | 井口 泰星 硬式野球<br>(吉備中学校) | 中尾 龍太 硬式野球<br>(和歌山商業高等学校) | 小林 駿 硬式野球<br>(和歌山商業高等学校) | 齊藤 真広 硬式野球<br>(和歌山商業高等学校) | 宮地 悠槻 空手<br>(藤並小学校) | 松葉 祐太 日本拳法<br>(石垣小学校) |
|-------------------|--------------------|--------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------|-----------------------|

#### 団体

##### スポーツ特別賞

##### スポーツジュニア賞

- |                                |                        |                     |
|--------------------------------|------------------------|---------------------|
| 金屋ジュニアバレーボールクラブ<br>小学生女子バレーボール | KIB Jr.クラブ<br>バスケットボール | 金屋少年野球クラブ<br>学童軟式野球 |
|--------------------------------|------------------------|---------------------|



みなさん  
おめでとうございます。

# 生石高原 山焼き



生石高原山頂付近に広がるススキ大草原を舞台に、ススキの保全を目的とした『生石高原山焼き』が、3月17日（日）開催されました。去年、一昨年と中止だったため、3年ぶりとなりました。

当日は青空が広がり気持ちのいい天候で、およそ1,000人の方が訪れました。

炎は勢いよくあがり、山頂のススキはよく燃えていました。しかし、強風のために残念ながら午後に予定していた分の山焼きを中止することになりました。山焼きが行われた面積は、62,300㎡でした。

1ヶ月もすれば新しいススキが生えてくるそうです。また美しいススキが茂る草原がご覧いただけると思います。



# やすらぎ福祉課からのお知らせ

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課福祉班 ☎52—2111

## 特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方に支給されます。

### ○手当支給月額

(※平成25年10月以降変更あり)

1級↓50,400円  
2級↓33,570円

○次の場合は手当を受け  
ることができません。

①児童が日本国内に住んでいないとき

②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき  
③児童が児童福祉施設などに入所しているとき

## 特別障害者手当

20歳以上で、身体・知的または精神に著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

### ○手当支給月額／26,260円

(※平成25年10月以降変更あり)

※次の場合は手当を受けられません。

①施設に入所しているとき(ショートステイは除く)  
②病院に3ヶ月以上入院しているとき

## 障害児福祉手当

20歳未満で、身体・知的または精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に支給されます。

### ○手当支給月額／14,280円

(※平成25年10月以降変更あり)

○次の場合は手当を受けられません。

①施設に入所しているとき(ショートステイは除く)

②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき

### ■すでに手当を受けられている方へ

すでに手当を受けている方は、その手当に応じて、いろいろな届出をする義務があります。もし、届出が遅れたり、届出をしなかった場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返していただくことがありますので、必ず忘れずに届出をしてください。

たとえば、

- ・障害程度に変動があったとき
- ・住所を変更したとき
- ・所得更正されたとき
- ・所得の高い扶養義務者と生計をとるに、または、別にするようになったとき 等

## 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害のある者)が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目

## 児童扶養手当額

児童1人(平成25年10月以降変更あり)

全部支給(月額)	41,430円
一部支給(月額)	41,420円 ～9,780円

※第2子は5,000円加算、  
第3子以降は1人につき  
3,000円加算

的として支給される手当です。手当を受けするためには、必要書類を添えて申請が必要です。

ただし、申請者や生計同一の扶養義務者の所得状況によって支給制限があります。

○次の場合は手当を受けられません。

①児童や父(母)などが、公的年金や遺族補償をうけることができるとき。

②児童や父(母)などが日本国内に住んでいないとき。

③児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき。

④父(母)が婚姻しているとき。(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある時を含む)



⑤ 請求者が父（母）の場合、児童が母（父）と生計を同じくしているとき。（父（母）障害該当の場合を除く）

⑥ 児童が、障害を有する父（母）に支給されている公的年金の加算対象になっているとき。

ただし、両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害にあることで児童扶養手当を受給されている場合は、配偶者の障害基礎年金の子の加算との受給変更が可能です。

### 児童手当

出生から中学校修了まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。公務員の方は所属庁からの支給になります。



児童手当は、原則、申請した月の翌月から支給されます。ただし、事由発生日（お子さんの出生日等）の翌日から数えて15日以内の申請であれば、翌月の申請であっても事由発生日に申請があったものとみなすことができます。

## 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

## 支給月額

0歳～3歳未満(一律)	15,000円
3歳～小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前 (第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
所得制限限度額以上(一律)	5,000円

※申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

### ○手続に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者の健康保険被保険者証の写し
- ・請求者名義の金融機関の口座番号が分かるもの

### ○対象者のみ次の書類も添付してください

- ・児童手当用所得証明書
- 【前年分】
- （他市町村より転入して来られた場合）

- ・児童の属する世帯全員の省略のない住民票（対象児童が町外に住所を有する場合は、その他支給事由や状況に応じた必要な書類



## 各種手当変更額

		平成25年9月まで	平成25年10月から	
児童扶養手当	児童1人	全部支給(月額)	41,430	41,140
		一部支給(月額)	41,420～9,780	41,130～9,710
	児童2人以上の加算額	2人目：5,000円加算、 3人目以降1人につき3,000円 (変更なし)		
特別児童扶養手当	1級	50,400	50,050	
	2級	33,570	33,330	
障害児福祉手当		14,280	14,180	
特別障害者手当		26,260	26,080	

平成25年10月から各種手当額が変更になります

平成25年度の各種手当額について、「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」が一部改正されたことに伴い、左の表のとおり変更されることになりました。



# 第19回

# 全国棚田(千枚田)サミット

美しい我が町の景観を全国に発信

サミット通信【Vol.3】

人、まち、棚田 ともに未来へ

～伝えよう! まる心・うけ継ごう! 豊かな恵み～

11/8 金 → 9 土

日本の棚田百選に選ばれた「あらぎ島」その美しい棚田景観に肩をならべる「沼の棚田」いずれも、農の伝統により守られてきた棚田の景観です。

ここ有田川町で、11月8日、9日に全国棚田(千枚田)サミットが開催されます。このサミットでは、棚田の持つ多面的機能を維持・継承しながら、その活用方法と地域の活性化を探り、棚田の持つ美しい景観や大切さを全国に発信していこうと開催されるものです。



テーマは「人、まち、棚田ともに未来へ～

伝えよう! まる心・うけ継ごう! 豊かな恵み～」。

サミットには、全国から約1,000名の方が参加される予定です。基調講演や事例発表、4つのテーマのもとで行われる分科会のほか、あらぎ島・沼の棚田を散策・体感する現地見学会が予定されており、それに向け、現在「あらぎ島」を一望する三田地区では、展望所周辺の整備も着々と進められています。

各戸に配布していたサミット通信は、今回以降町広報に盛り込んで発信させていただきます。

## ●問い合わせ

全国棚田(千枚田)サミット  
有田川町実行委員会事務局

○有田川町役場 清水行政局 産業振興室 産業班

☎ 52-2111(代)

○有田振興局 地域振興部 農地課 指導グループ

☎ 64-1265

「あらぎ島」では、この棚田サミットに先駆け、「棚田ウォーク in あらぎ島」が開催されます。

5回目となる今回は、対岸の三田地区「蔵王権現社」のご厚意で年に一度のお餅まきに参加出来ます。募集人数に限りがありますので、ご応募はお早めに!

【申込先】 有田川町役場清水行政局  
産業振興室内 棚田ウォーク事務局  
☎ 52-2111(代) まで

開催日 4月20日(土) 参加者募集!!

棚田ウォーク in あらぎ島

あらぎ島周辺散策と蔵王権現社へのお参り  
匠匠工若「保田町」でうらち作り体験

2013

参加費: 1,000円  
募集人数: 先着30名  
定額になり次第ゲ切りです

申込期間: 4月1日~12日(必着)

★申込方法:  
電話・FAX・Eメール、ほかで参加者の住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、下記の宛先までお申し込みください。

野良には地元名物の弁当をご用意できます  
別途1,000円が必要(お茶付き)  
お土産(しみず米・温泉卵入浴券)があります

蔵王権現社  
一年のお餅まき

★詳しくは下記へお問い合わせください  
〒643-0521  
和歌山県有田郡有田川町清水387-1  
有田川町役場清水行政局 産業振興室  
(TEL)0737-52-2111(代) (FAX)0737-25-9005  
(E-mail) asagiyoshinko@town.ardage.nlp.jp

# 環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課  
清水行政局 建設環境室  
52-2111  
ごみ分別すれば資源

## 狂犬病予防注射を 受けましょう！

犬の飼い主（所有者）は、生涯1回の犬の登録と、法律で毎年1回の狂犬病予防注射（生後3ヶ月以上の犬）を受けさせなければなりません。

有田川町では、4月15日～19日、24日～26日の8日間、狂犬病予防集合注射を実施します。車で移動しながら各地区をまわります。予定時間や注射場所など詳しいことは3月号広報をご覧ください。どの場所でも接種が受けられます。

また、登録もできますのでこの機会をご利用ください。

●注射料／3,120円  
（1頭につき）

※おつりのいらないようお願いします。

●登録料／3,000円  
（1頭につき）

※登録料は生涯1回です。

※登録をすませている犬は注射料のみになります。

## 犬の放し飼いはしなさいで

近所の方が飼っている犬が屋敷の中に入ってきて、ゴミを荒らしたりフンや尿をされて困っているとの苦情を受けます。

また、夜間や他人を見ると異常に吠える犬もあります。

犬のトラブルの責任はすべて飼い主にあります。

ふだんから飼い主の自覚と責任を認識し、マナーとモラルをもって他人に迷惑のかからないようにしてください。



## 飼育生活はだるいですか？

ペットが迷子になってどこかで保護されたとき、すぐに飼い主と連絡が取れるように身元を示すものを付

けましょう。飼い主を示す方法には次の種類があります。

### ●犬の場合

- ①首輪に鑑札と狂犬病予防注射済票を装着する。
- ②首輪に連絡先を記した迷子札を付ける。もしくは首輪に連絡先を記入する。
- ③マイクロチップ

### ●猫の場合

- ①首輪に連絡先を記した迷子札を付ける。もしくは首輪に連絡先を記入する。
- ②マイクロチップ

特に災害時にはペットとはぐれることがあります。飼い主が分かるように明記をお願いします。



## ゴミの減量にご協力ください

燃えるゴミ・燃えないゴミの処分には重さに応じて処分費を支払っています。この経費を安くするためには、各家庭から出るゴミを少なくするまたは重さを軽くすることが挙げられます。

燃えるゴミの中には調理、食事から出る生ゴミが含まれていますが、これらは水分を多く含んでいるため重く、費用がかさむもののひとつです。

そこで環境衛生課からのお願いです。ご自宅の近くに菜園や畑がある方はコンポストの無償貸与制度を利用していただき、生ゴミを減らすとともに、野菜や花卉栽培の堆肥として利用していただきたいと思います。

これが出来ないお宅については徹底した水切りをお願いします。



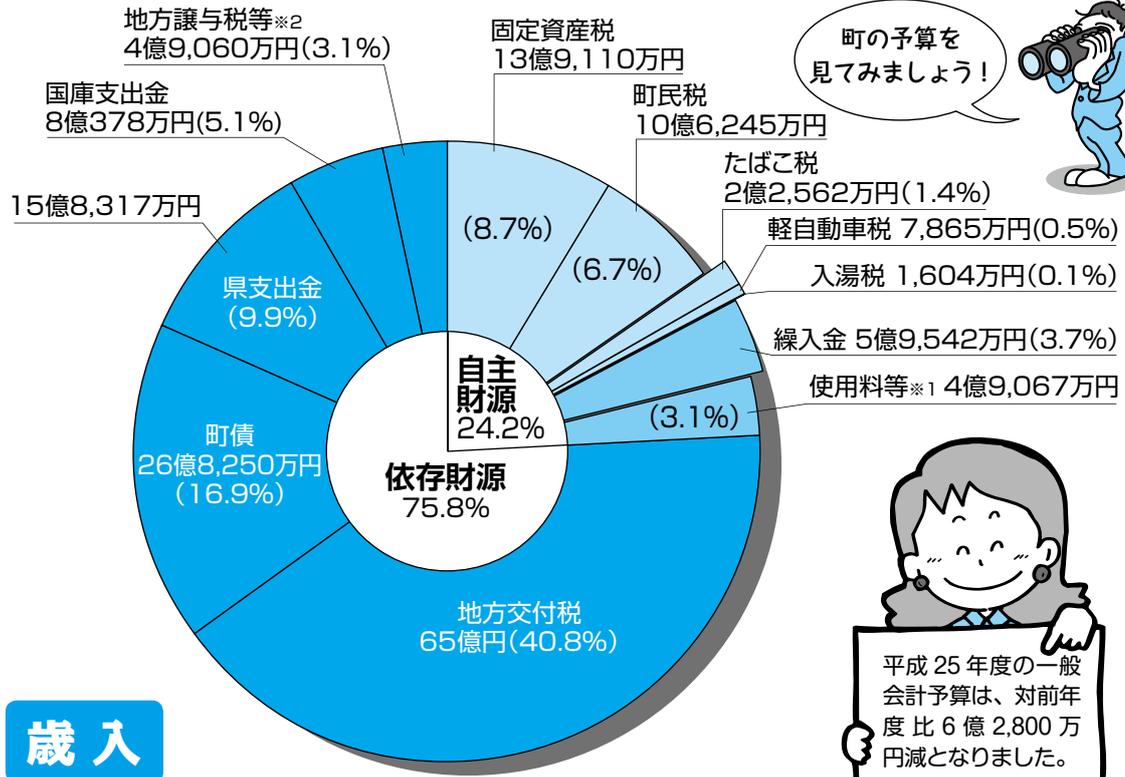
## 粗大ゴミの回収

5月に吉備地区・金屋地区の粗大ゴミ回収を行います。詳しい日程は来月号の広報をご覧ください。

■粗大ゴミ：家具や家電製品で通常のごみ回収で出せなかった物

※家電リサイクル法のテレビ、クーラー、冷蔵庫、洗濯機およびPCマークの付いたパソコンは正規のルートでの処分をお願いします。

平成25年度  
予算



平成25年度の一般会計予算は、対前年度比6億2,800万円減となりました。

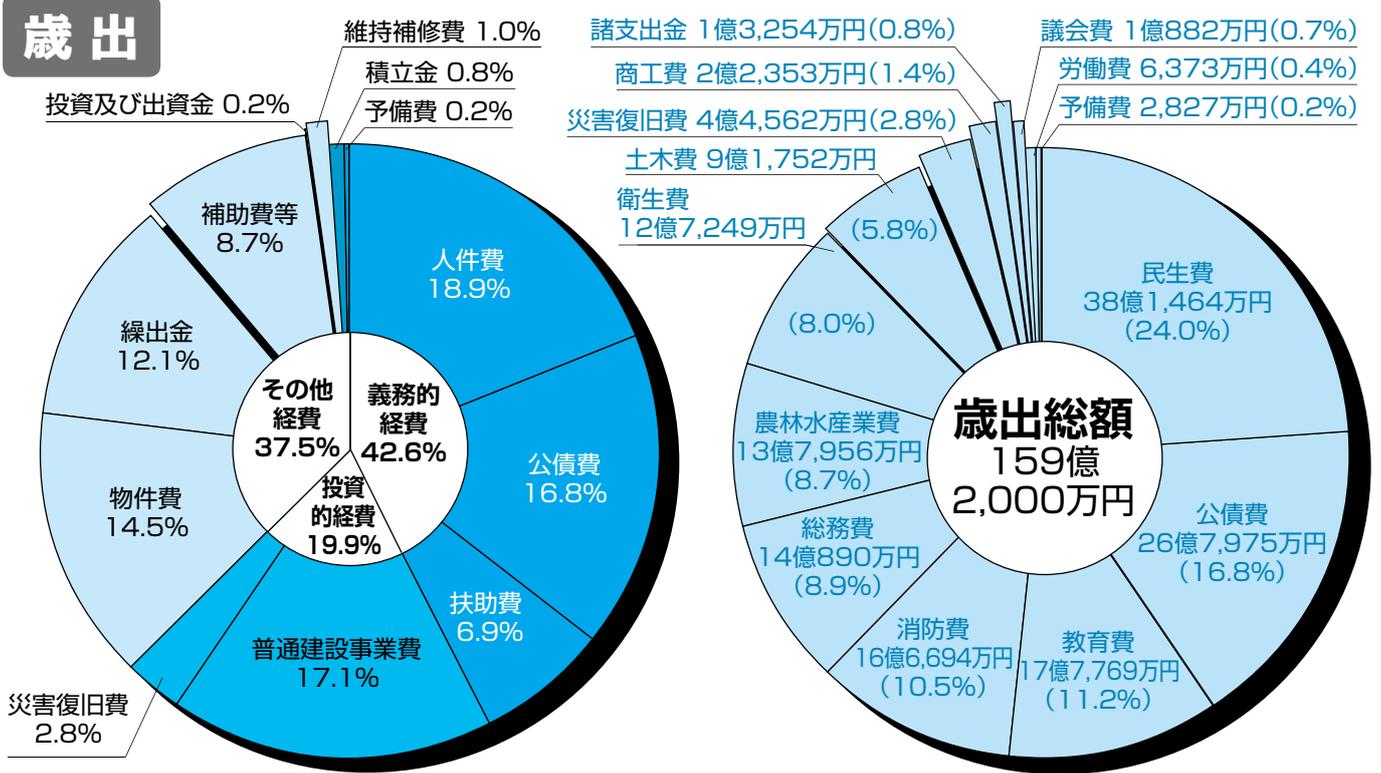
歳入

※1 使用料、手数料、分担金、負担金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入の計  
 ※2 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策交付金の計

歳入歳出それぞれ **総額 159億2,000万円** (前年度165億4,800万円)

※千円以下は四捨五入のため、各項目を合計したものと一致しない場合があります。

歳出



一般会計の性質別内訳

一般会計の目的別内訳

## 一般会計 1人あたりでは？

### ◆ 1人当たりの町税負担額（見込額）

100,132円※

### ◆ 1人あたりに使われるお金（見込額）

574,688円

### ◆ 1人当たりの地方債残高（25年度末見込）

905,179円

※平成25年2月1日の人口  
(27,702人)で計算しています。



## 各会計地方債残高（25年度末見込）

一般会計	250億7,527万2千円 (247億51万6千円)
簡易水道事業	29億3,209万4千円 (30億1,663万1千円)
公共下水道事業	58億475万6千円 (51億7,801万1千円)
農業集落排水事業	19億3,848万2千円 (20億4,851万3千円)
簡易排水事業	704万5千円 (749万8千円)
浄化槽事業	4,470万2千円 (4,798万3千円)
水道事業	8億3,030万2千円 (8億9,099万1千円)

※（ ）書きは、24年度末見込残高

## 主な特別会計予算の状況

国民健康保険事業	38億752万6千円
後期高齢者医療事業	6億8,335万8千円
介護保険事業	27億3,339万6千円
特別養護老人ホーム等事業	1,152万9千円
簡易水道事業	5億9,729万1千円
公共下水道事業	15億4,276万7千円
農業集落排水事業	2億8,318万3千円
簡易排水事業	198万9千円
浄化槽事業	864万円
かなや明恵峡温泉	1億2,654万5千円
水道事業【収益的】	
（歳入）	3億7,767万1千円
（歳出）	3億5,981万1千円
水道事業【資本的】	
（歳入）	1億8,159万1千円
（歳出）	3億6,965万1千円

## 平成25年度に実施する主な事業

事業名	担当課
町長・町議会議員一般選挙	総務課
児童発達支援事業	やすらぎ福祉課
養育医療給付事業	健康推進課
新エネルギー推進事業	環境衛生課
新規就農総合支援事業	産業課
全国棚田サミット開催事業	商工観光課
橋梁長寿命化修繕事業	建設課
岩野河バイパス連絡線整備事業	建設課
植野排水路改修事業	建設課
消防庁舎建設工事	消防本部
吉備中学校改築工事	こども教育課
公民館耐震対策事業	社会教育課
移住交流地域活性化事業	社会教育課
西ヶ峯簡易水道（生石地区）整備事業	水道課
公共下水道整備事業	下水道課

## ◎平成25年度当初予算について

政府は、日本経済を大胆に再生させるため、大震災からの復興を前進させるとともに、「成長と富の創出の好循環」へと転換し、強い経済を取り戻すことに全力で取り組むべく、引き続き通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし地方財政への対応を図るとしている。また臨時特例措置として地方公務員給与費の削減を要請し、増大する防災減災・地域の活性化等緊急課題の対応や社会保障関係費への財源を確保するとし、安定的な財政運営が行なえるよう、前年度と実質的に同水準の一般財源を確保することを基本としている。

そのような中、我が町の平成25年度当初予算編成は昨年度に引き続き、可能な限りの一般財源での枠配分を行いました。結果、普通会計における当初予算は159億2,000万円と前年度比6億2,800万円減（△3.8%）となっています。これは、吉備中学校の整備が最終段階となり普通建設事業費全体で大きく減額となった事によるものです。また障害者福祉、老人福祉、児童福祉費等では増額となりましたが、その他の経費については概ね同額程度となっています。

# 景観 まちづくり

町では、有田川町らしい景観を守り、創り、次代に継承するため、景観法に基づく「景観計画」を策定しました。

景観計画とは、めざすべき景観像を明らかにするとともに、景観に関するルールを定めるものです。

この計画に基づく景観ルールは平成25年4月1日より施行となります。これにより、一定規模以上の建築物の建築や開発等を行う際には、町への届出が必要となります。

町民・事業者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 良好な景観の形成に関する方針

### (1) めざすべき景観像の実現

#### ①気候・風土を生かした農の景観の魅力を醸成する

- ・稲作、みかん、山椒など地域色が豊かな農地の景観をふるさとの「顔」として維持・活用し、魅力を高めます。

#### ②山地や森林、河川等の骨格となる自然景観を保全する

- ・かけがえのない財産である自然と、それらが創り出す骨格的な景観を保全します。

#### ③新たな表情をつくる幹線道路沿道の景観の魅力を高める

- ・まちに賑わいや活力を生み出す商業の振興等とあわせて、産業活動が創り出す景観の魅力を高めます。

#### ④多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する

- ・高野参詣道など古道沿いに点在する歴史的文化遺産を保全し、魅力を高めながら次代に継承します。



#### 問い合わせ

吉備庁舎建設課

☎ 52-2111

FAX 52-7822

## 景観計画区域と景観重要地域

町内全域を景観計画区域に設定し、あらぎ島及びその周辺の区域を景観重要地域として指定します。それぞれの区域に応じて、景観ルールを定めています。



# 景観法に基づく届出制度

- ・景観計画では、景観の悪化を予防し、より良い景観づくりを進めるため、一定規模以上の建築・開発などを行う際のルール（景観形成基準）を設定しています。
- ・建築行為や開発行為などを行う際には、景観ルールに従って良好な景観が形成されるように、景観法に基づいて町への届出が必要になります。

## (1) 届出制度のあらまし

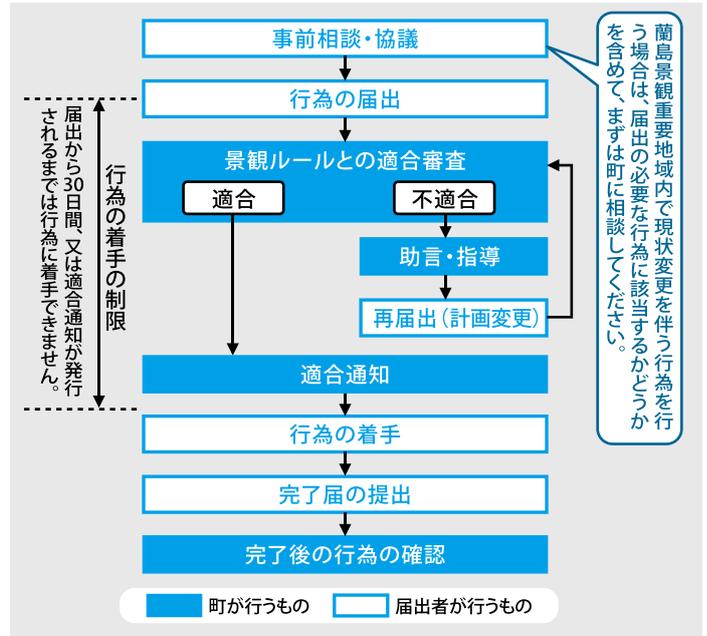
- ・届出が必要な行為（下表）を行う場合は、工事の着手前に、所定の様式を役場に提出していただきます。その後、景観ルールが守られているかの審査を行い、結果を届出者に通知します。
- ・届出から30日間、または適合通知が発行されるまでは、行為に着手できません。

## (2) 罰則等の規定

- ・届出の内容が明らかに「景観形成基準」に適合しない場合は、勧告を行います。
- ・届出しなかった場合や虚偽の届出をした場合等は、罰則の対象となります。

## (3) 届出の必要な行為

□届出の流れ（景観法に基づく届出）



行為の種類		対象となる規模	
		町内全域 (右記以外の区域)	蘭島景観重要地域
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築（新設）</li> <li>・増築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 13m 超</li> <li>・建築面積 1,000㎡超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築面積 30㎡超</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改築</li> <li>・移転</li> <li>・外観を変更することとなる修繕、模様替</li> <li>・色彩の変更（※ 1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 13m 超</li> <li>・築造面積 1,000㎡超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石積、屋外の自動販売機、電波塔、風力発電施設その他これに類するものすべて</li> <li>・その他の工作物高さ 5m 超</li> </ul>
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内 3,000㎡超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000㎡超</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域外 10,000㎡超</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（※ 2）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・3,000㎡超</li> </ul>	

※ 1：当該行為に係る面積の合計が 400㎡または外観に係る面積の過半を超えるもの

※ 2：堆積期間が 90 日を超えないもの



健康みちしるべ

# 運動と食事をバランスよく

自分にあつた適正エネルギーを知ろう！

金屋庁舎  
清水行政局

健康推進課  
住民福祉室

52・2111

適正な体重を維持するには消費エネルギー（運動）と摂取エネルギー（食事）のバランスがとれていることが大切です。消費エネルギーより摂取エネルギーが多い時消費されない余分なエネルギーは体脂肪となつて蓄えられ体重増加につながります。肥満が気になる人もそうでない人も健康な生活を送るために自分にあつた適正エネルギーについて知っておきましょう。

計算できます。

1日の適正エネルギーは次の通り

○自分の適正体重を知りましょう

$$\text{適正体重} = \text{身長(m)} \times \text{身長(m)} \times 22$$

(例) 身長が170cmの人であれば

$$1.7 \times 1.7 \times 22 = 63.58\text{kg}$$
となります。

○適正エネルギー量を知りましょう。

$$\text{適正エネルギー} = \text{適正体重(kg)} \times \text{体重}$$

1kgあたりの必要エネルギー(kcal)

(例) 身長が170cmの事務職の人であれば

$$1.7 \times 1.7 \times 22 \times 25 = 1590\text{kcal}$$
となります。

## 運動強度と体重1kgあたりの必要なエネルギー

運動強度	必要エネルギー	職業等
軽い	25kcal	主婦・事務職など
普通	30kcal	製造業、サービス業など
やや重い	35kcal	1日に1時間ぐらいの重労働がある人
重い	40kcal～	1日に2時間ぐらいの重労働がある人

## 食事の目安（市販のものは栄養成分表示などを参考にしましょう）

ごはん（普通盛り）：250 kcal

カレーライス：810 kcal

みそラーメン：

502 kcal

カツ丼：1014 kcal

野菜炒め：242 kcal

筑前煮：190 kcal

ショートケーキ：344 kcal



## 適正体重と適正エネルギーの目安

身長(m)	適正体重(kg)	1日に必要なカロリー (標準体重×25～30kcal)
1.4	43.1	1078～1294
1.5	49.5	1238～1485
1.6	56.3	1408～1690
1.7	63.6	1590～1907
1.8	71.3	1782～2138

運動の目安（体重60kgの人が

100kcal消費する運動）

普通歩行：32分

ランニング：10分

室内の掃除：32分

太りにくい体を目指そう！

肥満を予防するには…

①消費量を上回って食べ過ぎないこと

②食べた分動いて消費すること

この2つにつきまますが、なかなか守るのは難しいことですね。

運動が苦手な人は特にそうです。しかし、特別な運動をしなくても日々の生活活動量を増やし、筋肉をつけるよう意識するだけでも効果があります。筋肉をつけて基礎代謝をアップしましょう！

筋肉はエネルギーを燃やす工場で、脂肪はエネルギーの貯蔵庫。脂肪を燃やし、筋肉をつけるとエネルギーが燃えやすく、太りにくい体になります。

○テレビを見ながら腹式呼吸

○スクワット

○正しい姿勢を保つ

○いすに座るとき背もたれにもたれない

○手軽に始められるウォーキングもおすすめ

など、少しでも意識することが大切です。

食べた分だけ体を動かし、健康でイキイキとした生活を送りましょう。

## 大人

問い合わせ ☎ 52-2111

## 子ども

## 検診

金屋庁舎健康推進課  
清水行政局住民福祉室

4月23日(火)

- ① 8:00 ~ / 北小学校、  
② 9:30 ~ / 西ヶ峯コミュニティ  
センター  
特定・胃・大腸・胸部・乳房・  
前立腺



## 健康相談

金屋庁舎健康推進課  
清水行政局住民福祉室

- 4月2日(火) 清水保健センター  
4月3日(水) 金屋文化保健センター  
4月17日(水) きび保健福祉センター  
※栄養士による相談は、4月3日(水)  
のみです。

実施時間  
9:00  
}  
11:00



## エクササイズ

金屋庁舎健康推進課  
清水行政局住民福祉室

金屋農村センター

【20:00 ~ 21:00】4月11日(木)、4月25日(木)

清水保健センター

【19:30 ~ 20:30】4月4日(木)、  
5月2日(木)

清水会館

【14:00 ~ 15:00】4月18日(木)

※4月はフィットネスウォーキング  
5月はリズムウォーキング

■持参品 / 上履き、飲み物、タオル、認印

■参加費 / 無料

■その他 / 事前申込みは不要です。



## 子どもの健康相談

金屋庁舎健康推進課  
清水行政局住民福祉室

- 4月3日(水) / 清水保健センター  
4月4日(木) / 金屋文化保健センター  
4月11日(木) / 金屋文化保健センター  
4月18日(木) / 金屋文化保健センター  
4月25日(木) / 金屋文化保健センター  
5月1日(水) / 清水保健センター

実施時間  
9:00  
}  
11:00

## 乳幼児健診

金屋庁舎健康推進課  
清水行政局住民福祉室

4カ月児健診 [平成24年12月生まれ]

4月23日(火) 13:00 ~ 金屋文化保健センター

10カ月児健診 [平成24年5月生まれ]

4月2日(火) 13:00 ~ 金屋文化保健センター

1歳6カ月児健診

[平成23年8月生まれ]

4月17日(水) 12:45 ~ 金屋文化保健センター

2歳児健診

[平成22年12月1日 ~ 平成23年1月15日生まれ]

4月24日(水) 12:45 ~ 金屋文化保健センター

3歳6カ月児健診

[平成21年9月生まれ]

4月10日(水) 12:45 ~ 金屋文化保健センター

## 育児サロン

清水行政局住民福祉室

4月3日(水) 「はじめまして」

5月1日(水) 「こいのぼり」

■時間 / 9:00 ~ 11:00

■場所 / 清水保健センター

## すくすく広場

清水行政局住民福祉室

4月23日(火) 9:30 ~ 11:00 清水保健センター  
「はじめまして」

## ◆あなたの健康を支える「国民健康保険」

医療費状況

※累計は4~2月(平成24年度)

区分	国民健康保険
加入者数	9,621 人
2月支払額	2億7,330万円
累計	33億4,258万円
1人当たりの医療費(2月)	28,407円
23年度1人当たりの医療費(月)	29,578円
23年度1人当たりの医療費(年)	354,932円

医療費は年々増えています。その内、自己負担額を除いた分の約3割は国保税で、残りの国県町負担となる7割も元を正せば私たちの税でまかなわれています。医療保険制度を守り、税負担を少なく…。私たちのちょっとした心がけで、その上昇をとめることができます。

## &lt;私たちにできること&gt;

1. お医者さんのかかりかたを見直しましょう
2. 休日・時間外受診はできるだけ避けましょう
3. 薬は上手に飲みましょう  
(ジェネリック医薬品について検討してみましょう)
4. 健康診断を受けましょう

## 笑顔いっぱいのこどもたち！

子育て支援センター



センターでは、親子で遊びながら情報を交換したり、友達をつくったり交流しています。子育てに困ったり、悩んだりしたときも相談員が相談にのってくれますので、気軽に遊びに来て下さい。

田殿保育所



お弁当を持って、有田川の「花の里公園」へ所外保育に行きました。

寒かったけれど落ち葉や枯れ枝で遊んだり、鬼ごっこをしたりしておもいっきり楽しみました。



金屋第2保育所

年長児が七段飾りの「おひなさま」の飾りつけをしました。どれをどこに置くのが難しかったけれど、みんなで協力して完成させました。おひなさまの歌もみんなで歌ったよ！



二川へき地保育所

節分の日にみんなでクッキングをし、「おにっこライス」を作りました。ケチャップライスの上に玉子やちくわなどで飾りつけ、いろんな鬼が完成しました。最後はみんなでおいしく食べ、鬼を退治しました。



■問い合わせ  
金屋庁舎 こども教育課  
☎ 52-2111



# 図書館だより

問い合わせ

- 金屋図書館 ☎ 32—5789 (直)
- きび会館図書室 ☎ 52—5859 (代)
- 清水コミュニティセンター図書室 ☎ 25—1788 (直)
- ALEC (アレック) ☎ 52—4730 (直)

## 4月からお楽しみいただける雑誌一覧

### ALEC

総合・文芸	暮らし・健康	やさしい畑	GetNavi	ファッション雑誌	教育・経済
pen	サンキュ	ゆうゆう	COTTON TIME	sweet	edu
日経トレンドィ	レタスクラブ	花時間	SS	BRUTUS	プレジデントファミリー
SAPIO	オレンジページ	たまごクラブ	すてきにハンドメイド	Very	自動車・モーター
an' an	日経おとなのOFF	和歌山の果樹	月刊おりがみ	Seventeen	モーターサイクリスト
文藝春秋	きょうの健康	きれいの魔法	JUNON	MEN'S NON-NO	月刊自家用車
ダ・ヴィンチ	クロワッサン	Tarzan	旅行・タウン情報	STORY	ビジネス・語学
PHP	きょうの料理	趣味・芸術	JTB時刻表	工学・サイエンス	PRESIDENT
読書人の雑誌「本」	Como	モノマガジン	SAVVY	Newton	日経ビジネス
PC	現代農業	キネマ旬報	Kansai Walker	天文ガイド	スポーツ
日経PC21	SUMAI no SEKKEI	月刊ピアノ	関西・中国・四国じゃらん		関西のつり

### 金屋図書館

子育て	読み聞かせ
Baby-mo	おひさま

### ちいさな駅美術館

絵本とキャラクター
MOE

#### 絵本原画展

「小さな駅美術館～ponte del Sogno～」  
 南塚直子原画展 4月14日(日)まで  
 平田昌弘・景原画展 4月16日(火)～5月12日(日)

#### おひざで抱っこのおはなし会(わらべうた教室)

0～2歳児対象

◎金屋図書館 / 11日(木) 9:30～

#### 有田川町の子ども読書の日

「平田昌弘さん景さんと  
おはなしマラソンスタート」  
 4月20日(土) 金屋文化保健センター  
 13:30～ めおとよみ

- 対象/絵本が好きな方
- 定員/100名
- 4月6日より町内図書施設で整理券をもらってください。



## 新着案内

### 一般書

#### 小説

- 「慟哭の家」 江上剛 著
- 「晩夏」 今野敏 著
- 「ローカル線で行こう！」 真保裕一 著
- 「いよう！」 山田宗樹 著
- 「糸車」 宇江佐真理 著
- 「ハピネス」 桐野夏生 著
- 「孤独の絆」 藤田宜永 著

#### 暮らし

- 「はじめてのコンテナ野菜づくり」 麻生健洲 監修
- 「楽しくて元気になる和紙ちぎり絵」 日本和紙ちぎり絵協会 編
- 「DIYで自分らしい暮らし」 主婦の友社 編
- 「はじめてのかんたんロックミシン」 中島有希 著

#### 健康

- 「女性のうつ病」 野田順子 著
- 「名医が語る最新・最良の治療 腰部脊柱管狭窄症・腰椎椎間板ヘルニア」 高橋寛 ほか 著
- 「くわしく知りたい目の病気」 大鹿哲郎 総監修

- 「とうふ美人のヘルシーレシピ80」 木下あおい 著
- 「体と心の不調がスッキリ消える「かみ合わせ」健康法」 丸山剛郎 著
- 子育て
- 「子どもの本当の気持ちが見えるようになる本」 原坂一郎 著
- 「子どもの病気・けが救急&ケアBOOK」 秋山千枝子 監修
- 「中高生のお弁当」 主婦の友社 編
- 「頭と体をつかう「手作りおもちゃ」」 築地制作所 編著

#### ビジネス

- 「シニア起業の成功術」 志村和次郎 著
- 「女性のビジネスマナー」 松本昌子 著
- 「男のマナーパーフェクトBOOK」 尾形圭子 監修
- 「一日も早く起業したい人が「やっておくべきこと・知っておくべきこと」」 中野裕哲 著

### 4月の本棚 ～春はお弁当の季節～

- 「山本さんちの毎日の手紙のようなお弁当」 山本ふみこ 著

- 「サンドイッチ教本」 坂田阿希子 著
- 「はじめての持ち寄りレシピ」 HISAKO 著
- 「おべんとうの時間 1・2」 阿部了 著
- 「朝15分でできる丼弁当」 きじまりゆうた 著
- 「季節のキャラ&デコ弁教室」 高田ゆみこ 著
- 「つくってあげたいシニアの「置き弁」」 舘野鏡子 著
- 「定食弁当」 中山智恵 編

### 児童書

- 「よいこはもうねるじかん」 高島じゅん子 さく、高島純え
- 「イヌカウコドモ」 金森美智子 文、スギヤマカナヨ 絵
- 「プレツェルのはじまり」 エリック・カール 作、アーサー・ピナード 訳
- 「おなべふこどもしんりょうじょ」 やぎゆうげんいちろう さく
- 「わからん薬学事始1」 まはら三桃 著
- 「じゃんけんのすきな女の子」 松岡享子 さく、大社玲子 え
- 「林業少年」 堀米薫 さく、スカイエマエ

本の予約・受け取りは、どこの図書施設でもできます。予約は、WEBからもできます。



# 消防だより

有田川町消防本部 052-59500  
吉備金屋消防署 052-59500  
清水消防署 025-1243

## 今年の出動等(累計)

火災……………0件  
救急……………214件  
救助……………1件  
(平成25年2月28日現在)

## 「コンロ」からの火災に注意

あなたの心がけひとつがもつとも効果的な予防方法です。

台所での火災原因で最も多いのがコンロからの出火です。コンロによる火災は、人の不注意により発生するものが多く、発見した時にはすでに炎が大きくなり、周囲に拡大してしまう恐れがあります。また、魚焼きグリル内の受け皿に溜まった油カスなどから出火する場合や、コンロと壁の間を、安全な間隔で離さず、長期間使用していると出火する危険性もあります。



### ■火災予防のポイント

・コンロのそばを離れる時は必ず火を消しましょう。

・コンロの周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう。

・コンロや周囲の油污れは使用後清掃しましょう。

・コンロの火が衣服に燃え移らないように気をつけましょう。

・天ぷら油は加熱しすぎないように注意しましょう。

・古くなったガスホースは取り替えます。

・コンロは壁から離して設置しましょう。

・火を使わないIH調理器でも、天ぷらを少なめの油で調理すると、温度センサーが感知するまでに油が発火温度に達してしまうことがあるため注意しましょう。



## 心肺蘇生法

大人と小児（1歳から15歳程度）に対する心肺蘇生法の基本的な流れは、次のとおりです。

### ①意識を確認する

呼びかけたり、肩をたたく。

### ②呼吸を確認する

胸とお腹の動きを見て、いつもどおりの正常な呼吸をしているかを見る。

### ③胸骨圧迫を始める【30回】

（下図参照）

胸の真ん中に手のひらの付け根をおき、両手を重ねてしっかりと胸を押す。胸骨圧迫の深さは、大人では胸が少なくとも5cm沈むまで、小児の場合、体格に合わせて両手または片手で胸の厚さの3分の1沈み込む程度に圧迫します。

成人・小児とも速さは少なくとも

1分間に100回で行ってください。

④気道を確保する

頭を後ろに反らして、あご先を挙げる。（左図参照）

⑤口対口人工呼吸で息を吹き込む【2回】

（下図参照）

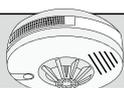
胸が少し上がるぐらい

救急車が到着するまで、AEDの音声メッセージで倒れた人から離れるように指示がでるまで、または倒れた人が普段通りの呼吸をしばらくしたり、目的のある動きがでるまで胸骨圧迫（30回）と人工呼吸（2回）を絶え間なく続けます！

胸骨圧迫の中断時間は、できるだけ短くし、交代できる人がいれば、交代前に交代しましょう。

あなたの命と財産を守るため 付いていますか？ 住宅用火災警報器

「法律で全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。」

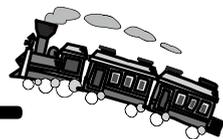


あなたの命と財産を守るため 付いていますか？ 住宅用火災警報器  
「法律で全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。」



高齢者の暮らしを応援!

# 有田川町地域包括支援センター



地域包括支援センターは、金屋と清水の2カ所で、介護予防等の相談に応じています。

最寄の事業所にご連絡ください。



32-5102  
25-1269  
(清水事業所)

## ご存知ですか? 『ものわすれ相談』

こんな時は!

～有田川町在住 A さん (72 歳) からのご相談～

最近、物を置き忘れたり、何をしに来たのか忘れることがあるんです。テレビで認知症のコマーシャルを見て心配になりましたが、すぐに病院へ行くのはちょっと…。



### ものわすれ相談の内容

- 医師による個別相談 (プライバシーを守ります)
- ものわすれの簡単な検査をします
- 相談後、かかりつけの先生と連携をとります
- 予約制 (1日5名)
- 相談料は無料です
- ご本人、ご家族、どちらからの相談も可能です

### 相談を受けられた方の感想

最近物忘れが気になっていた  
ので相談を受けたら、今のところ  
心配ないと言われたのでひと  
と安心しました。家では料理を  
して認知症予防しています。



簡単なものわすれの検査を  
受けました。この結果を主治  
医の先生にも伝えてこれからも  
相談にのってもらいたいの思  
っています。

認知症の専門病院を紹介され  
受診しました。早期に治療を  
開始でき、介護保険のデイベ  
ルサービスに通うようになり、  
毎日落ち着いて生活しています。



## ぴありんくる

■日時 4月15日(月)  
10:30～12:00頃  
■場所 金屋文化保健センター



『ぴありんくる』は、認知症の方を介護している家族さんと本人さんの集まりの場です。

# お知らせ

## まちのデータ

(平成25年3月1日現在)

人口	27,688人	交通事故発生件数	
男	13,077人	(2月中、物損、高速含む)	
女	14,611人	有田川町	55件
10,188世帯		死者	0人
		負傷	14人
			湯浅警察署調べ



お問い合わせ  
てんわばんごう

**吉備庁舎**  
**金屋庁舎 52-2111**  
**清水行政局**

張絡出張	23-0001	環境プラス休日有	52-5384
出連出出出	22-0351	セック急患田	52-7855
山生郷諦	22-0254	ンク診聖	52-4882
城栗五安水	26-0001	タ収集所苑	52-3055
	52-2111	子育て支援センター	52-5474
	52-2111	有田川町少年センター	{090-7966-1697 52-8744

### 相談

#### 4月の行政相談

●4月25日(木)

・きび保健福祉センター

13時～16時

問い合わせ／吉備庁舎総務課

#### 消費生活相談

消費生活相談の窓口を開設しています。

専門相談員が、オレオレ詐欺、しつこい電話勧誘などの消費者トラブルに関する相談に応じます。

【電話相談可】

開設日／4月23日(火)

時間／13時～16時

場所／有田川町役場金屋庁舎1階相談室

この消費者相談は、有田地域共同で開催しますので、次の窓口も利用できます。(13～16時)

○4月2日(火) 有田市役所3階

☎83-0225

○4月9日(火) 湯浅駅前多目的広場

☎63-4123

○4月16日(火) 広川町役場1階

☎63-1122

問い合わせ／金屋庁舎商工観光課

### 税金

ご自分の土地・家屋をご確認ください

土地・家屋価格等縦覧帳簿

平成25年1月1日現在で所有する土地や家屋の価格などについて、固定資産課税台帳への登録が完了しましたので、次のとおり縦覧していただけます。

縦覧期間

4月1日(月)～5月31日(金)

8時30分～17時15分

※土日、祝日を除く

縦覧場所／吉備庁舎税務課

○地方税法の規定に基づき、土地(宅地等)の価格の下落修正を行っています。

○登録価格に疑問がある場合は、縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に限り、審査を申し出ることができます。

平成25年度固定資産課税台帳縦覧期間

期間

4月1日(月)～平成26年3月31日(月) 8時30分～17時15分

※土日、祝日を除く

問い合わせ／吉備庁舎税務課

乳幼児を子育て中のみなさんへ

## 子育て支援センターだより

支援センターは、みなさんの子育てを応援します。“ちょっと困っているんだけど相談相手がほしいな”“遊び場や友達が欲しいな”そんな時一人で悩まないでいつでも気軽に支援センターを利用して下さいね!

### 子育てワンポイントアドバイス

嬉しいこと、心地よいことは言葉で伝えてあげましょう!

	開設日	
子育て悩み事相談	月曜日(要予約)	◇ 9:30～11:30
ほっとルーム&子育て相談	火曜日～木曜日	◇ 13:30～16:30
あそびのひろば	◆第1・3金曜日…0～1歳半 ◆第2・4金曜日…1歳半～就学前 ◆第5金曜日…お休みです 開設時間 ①9:30～11:30 ②13:30～15:00です。	
園庭開放(藤並保育所)	◆時間…第2木曜日 10:00～11:00 (9月・10月はお休み)	
「たまたま」さんの絵本の読み聞かせ	0～1歳半	奇数月の第1金曜日(午前中のみ)
	1歳半～就学前	偶数月の第2金曜日(午前中のみ)
にこにこひろば	◆対象…1歳半～ ◆場所…金屋文化保健センター1階 ◆時間…第4水曜日 9:30～11:00	

3日のほっとルームはお休みします。

■場所／子育て支援センター(藤並保育所2階)

☎090-7966-1697 52-5474 [FAX 兼用]

## 国民健康保険税の特別徴収

「特別徴収」とは、公的年金から税金等を天引徴収する制度です。

■実施期間／4月支給分の年金から  
■対象者／対象となる世帯には、「特別徴収開始通知書（仮徴収）」を送付しています。

■対象税額／本年4・6・8月の年金支給から徴収する分については、「仮徴収」となります。平成24年度の国民健康保険税より算定した金額を徴収します。

10月以降の年金支給からは、「本徴収」となります。昨年の所得等をもとに算定（7月中旬に通知予定）を行い、算定された金額から仮徴収額を差し引いた金額を徴収します。

なお、次の要件を満たす方は、申請していただくことにより、口座振替で国民健康保険税をお支払いいただくことができます。

- ①これまで、国民健康保険税を滞納することなく納めている方
- ②これからの国民健康保険税を、口座振替により納めていただける方（すでに口座振替を利用されている方も含まれます）

ただし、該当する世帯でこれから申請される方については、8月分以降からの口座振替となります。また、特別な理由がなく納付が滞つ

た場合や、口座振替できなくなった場合は、本年10月から特別徴収に変更となります。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

## 国民健康保険税の軽減措置

平成22年4月から、倒産・解雇などによる離職や、雇止めなどによる離職をされた方の、国民健康保険税が軽減されています。

軽減を受けるには、届出が必要で、次の要件に該当する方は、雇用保険受給資格者証と認印をご持参のうえ、役場各庁舎窓口までお越しください。

### ■対象者

次のいずれかに該当し、求職者給付を受ける方、あるいは、受けた方

- ①雇用保険の特定受給資格者  
(例／倒産・解雇などによる離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者  
(例／雇止めなどによる離職)

※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当される方が対象となります。

※高齢受給資格者および特例受給資格者の方、雇用保険受給資格者の対象でない方は対象なりません。

■軽減額／国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、該当者のみ、前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。同一世帯のその他の家族については、通常の計算となります。

■軽減期間／離職日の翌日から、翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

## 福祉

### 生活管理指導員派遣事業

社会適応が困難な高齢者（65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者）の方を訪問し日常生活、家事および対人関係の構築に対する支援、指導を行う事業です。ただし、介護保険法に規定する要支援・要介護と認定された方、または町内の同一区域内で子どもが居住している場合は、本

事業のサービスは利用できません。この事業には利用料が必要です。

■問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

### ひとり暮らし老人等あんしんシステム(緊急通報装置)貸与

介護認定を受けているひとり暮らし高齢者の方、ひとり暮らしの重度身体障害者の方、またはひとり暮らしの突発的な症状で生命に危険のある持病をお持ちの方を対象に、緊急通報装置の貸与を行っております。町内の同一区域内に、お子様がお住みの方には、貸与できません。

### ■貸与費用

設置工事費 1,491円(設置時)  
電池代 400円(2年に一回)

■問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

### 生きがい活動支援通所事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等（介護保険法に規定する要支援・要介護と認定された方は除く）で、家に閉じこもりがちな方を対象に有田川町公共施設において、娯楽・機能訓練等のサービスを行う事業です。

この事業には利用料が必要です。

■問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

## 老人日常生活用具の給付制度

ひとり暮らし高齢者等（おおむね65歳以上）で町民税非課税世帯の方に対し、日常生活の便宜を図るため、次の用具の給付を行っています。給付には、事前に申請が必要です。

### ■基準額

- 火災警報器（取付費は除く） 4,000円
- 電磁調理器（卓上式のもの） 20,000円
- 自動消火器 30,900円
- 問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

## 平成25年度有田川町福祉タクシー利用料金助成



有田川町では町内在住の重度障害者の方々にに対し、社会参加と福祉向上を図る目的としたタクシー利用料金の助成制度を設けています。助成は福祉タクシー券（年間最大24枚）を交付することにより、タクシーの基本料金相当額を助成いたします。この制度の対象となる方は、有田川町に住民票があり、かつ有田川町が管理する次の手帳をお持ちの方となります。ご利用を希望される方は

各庁舎担当課窓口まで申請におこしください。

### ■対象者

- ① 身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方
- ② 療育手帳A1・A2をお持ちの方
- ③ 精神障害者福祉手帳1級をお持ちの方

### ■交付枚数

年間24枚（4月申請の場合）

### ■利用可能期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

### ■申請受付窓口

- ・ 吉備庁舎：住民課
- ・ 金屋庁舎：やすらぎ福祉課
- ・ 清水行政局：住民福祉室

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

## 募集

### 町営住宅入居予定者募集

募集中の団地は下の表をご覧ください。

※いずれの団地も、浴室・トイレ付で、川合・楠本・小原・小峠団地は木造2階建3DK、庄団地は簡易耐火2階建2LDKです。

団地名	所在地	戸数	住宅の状況
川合団地	川合 249-1	1	平成4年度建設 床面積 69㎡
楠本団地	楠本 417	1	平成元年度建設 床面積 65.2㎡
小原団地	清水 680	1	昭和63年度建設 床面積 71.8㎡
小原団地	清水 676-1	1	平成3年度建設 床面積 73.8㎡
小峠団地	清水 155	1	平成9年度建設 床面積 79.4㎡
庄団地	庄 623-5	1	昭和46年度建設 床面積 50.8㎡

※浴室には、庄団地以外は風呂釜等（ボイラー）を取り付けておりませんので、入居者で取り付ける必要があります。

### ■申込受付期間

4月19日（金）～30日（火）

### ■申込受付場所／吉備庁舎建設課、清水行政局建設環境室、各出張所

### ■その他

○入居には、所得制限等一定の規定があります。

○家賃は入居者の所得によって決定します。

○応募者が募集戸数を超えた場合は、条例の規定により、入居者を決定します。

■問い合わせ／吉備庁舎建設課・清水行政局建設環境室

## 国税職員募集のお知らせ

### 平成25年度国税専門官採用試験

受検資格（平成24年12月31日付）

○昭和58年4月2日～平成4年4月1日生まれの者

○平成4年4月2日以降生まれの者  
で次に掲げるもの

①大学を卒業した者および平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者

②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度／大学卒業程度

申込受付期間

4月1日(月)～11日(木)

※原則としてインターネット申込みをご利用ください。

インターネット申込専用アドレス  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

試験日および試験種目

○第1次試験／6月9日(日)

・基礎能力試験（多枝選択式）

・専門試験（多枝選択式）

・専門試験（記述式）

○第2次試験

7月16日(火)～23日(火)

※第1次試験合格通知書で指定する

日時

・人物試験、身体検査

試験地

○第1次試験／京都市、大阪市

○第2次試験／大阪市

その他（採用予定数等）

・採用予定数は別途人事院ホームページに掲載します。

・採用予定数は変動することがありますので、最新情報は人事院ホームページで確認してください。

・採用に関する情報は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）「採用案内」にも掲載しています。

問い合わせ

大阪国税局人事第二課試験係

☎06-6941-5331

または湯浅税務署総務課

☎63-5351

## 水道

### 水道課からのお知らせ

4月の水道料金のお支払い期限は、23(火)です。口座振替のお客様は、預金残高の確認をお忘れなく！

問い合わせ／水道課

## 献血

### 4月の献血

4月3日(水)

## 案内

### 中紀ウィンドファーム事業環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価方法書を縦覧に供することにも、住民説明会を開催しますのでお知らせいたします。

対象事業／（仮称）中紀ウィンドファーム事業（風力発電所設置事業）

対象事業実施区域／有田川町（金屋地域）、広川町、日高川町（旧中津村地域）に接する白馬山脈稜線

縦覧の場所・時間

吉備庁舎環境衛生課

土・日・祝日を除く9時～17時

次のウェブページでもご覧いただけます。

<http://www.eco-power.co.jp/assess/chuki1.html>

期間／3月28日(木)～4月30日(火)

住民説明会／広川町役場

4月13日(土) 17時～19時

問い合わせ

エコ・パワー株式会社事業開発部

東京都品川区大崎1-6-1

TOC 大崎ビルディング一号棟

☎03-5487-8560

## 観光施設巡回バス

平成25年4月より「かなや明恵峡温泉」にも巡回します。

JR 藤並駅と有田川町内の観光施設を結ぶ無料の巡回バスを運行しています。

運行日は、金・土・日・祝日および行楽期の平日となります。詳しくは藤並駅観光案内所、各停留所の施設または、町ホームページにてご確認ください。

スポーツパーク 行き			JR 藤並駅 行き		
藤並駅東口	10:10	15:00	スポーツパーク	12:40	16:45
地域交流センター	10:17	15:07	しみず温泉	12:45	16:50
どんだん広場	10:26	15:16	あらぎの里	13:00	17:05
有田川鉄道公園	10:29	15:19	二川温泉	13:20	17:25
かなや明恵峡温泉	10:44	15:34	明恵ふるさと館	13:53	17:58
明恵ふるさと館	10:54	15:44	かなや明恵峡温泉	14:03	18:08
二川温泉	11:17	16:07	有田川鉄道公園	14:18	18:23
あらぎの里	11:37	16:27	どんだん広場	14:21	18:26
しみず温泉	11:45	16:35	地域交流センター	14:30	18:35
スポーツパーク	11:50	16:40	藤並駅東口	14:37	18:42

### 問い合わせ

有田川町藤並駅観光案内所

☎52-7345

### 森林の所有者届出制度が

#### 4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

**届出対象者**／個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

**届出期間**／土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

**届出事項**／届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

問い合わせ／金屋庁舎産業課

または有田振興局の林務担当

☎64-1263

### 食生活改善推進員養成教室

#### （すこやか教室）を実施します

食生活改善推進員は、地域において食生活の改善・運動の普及推進等のボランティア活動を行っています。有田川町では、59名の方が活躍しています。自分自身の健康を見つめなおし、家族の健康づくりを考え、地域で仲間たちと健康づくりの輪をひろげてみませんか。

お隣ご近所お友達、お誘いあわせのうえご参加ください。

#### 内容

- ・栄養教室（調理実習もあります）
- ・運動教室

※いずれも役場健康推進課が実施している教室に参加します

・こころの健康づくり

・住みよい環境づくり など

**場所**／金屋文化保健センター、金屋農村センター など

**受講料**／無料

町民の方ならどなたでも参加できます。

8回開催のうち、5回以上ご参加いただくと食生活改善推進員として活動していただけます

**申込締切**／5月31日（金）

問い合わせ／金屋庁舎健康推進課

## 文化的景観と保田紙

蘭島（あらぎ島）を中心とした文化的景観は、人々が生活をしていくために長い年月をかけて自然に働きかけた結果形成されてきたもので、そこにはこれまでの人々の暮らしの歴史や地域の個性が凝縮されています。清水地区は、古くから稲作を中心とした農業と山仕事を主体とした生業を行ってきましたが、多くの場合は専業による生計維持が困難であったため、いくつかの仕事を副業としてきました。その中でも重要な副業であったのが保田紙の生産です。現在においても、水田の畦畔などに植えられた和紙の原料であるコウゾやコウゾの皮をさらすことにも使われた水溜めは、この地域の景観を特徴づけるものとなっています。

この地域で紙漉きが盛んに行われたのは、良質なコウゾを栽培で



コウゾ (蘭島)



保田紙古写真

きたことがあげられます。コウゾは1年で2〜3メートルも成長するために大量の水分を必要としますが、蘭島周辺は年間を通して霧がよく発生するなど、コウゾ栽培に適した気候条件にあることも関係しているようです。

保田紙は、蘭島の開拓に大きく尽力した笠松左太夫によって本格的な産業として興され、江戸時代には紀州藩主に献上する和紙を製造していましたが、明治以降は海南市で製造する番傘用の傘紙の製造に特化されていきます。昭和初期には最盛期を迎え、旧八幡村内に480軒の製紙業者があったと記録されています。

しかし、戦後はナイロン製の洋傘の普及や洋紙の需要拡大により徐々に衰退し、昭和28年の有田川の大洪水によって原料や道具類を流出し、保田紙生産は壊滅的な被害を受け、一気に衰退しました。昭和46年にはその技術は一端途絶えましたが、昭和54年には高齢者生産活動センターが開設され、現在は体験交流工房わらしにおいて、その伝統技術が受け継がれています。

保田紙は、蘭島周辺地域の景観を理解する上で欠かすことのできないものであり、その景観とともに保田紙の伝統も受け継いでいきたいものです。